

カンボジア人に対する査証発給件数から見る訪日者数の増加

2016年 5月11日
安全対策連絡協議会用資料
在カンボジア日本国大使館

1 発給件数の傾向

- (1)最近5年間の査証発給件数の推移は右図のとおりです。
- (2)2011年に発生した東日本大震災及び福島第一原発事故の影響により若干発給数が減少しましたが、2012年以降は急激に増加傾向にあります。
- (3)2014年からは、当地への日本企業進出が増加し、企業内における短期社内研修等を実施するため、短期滞在での訪日が増加し、さらにカンボジアのクメール正月と日本の桜の季節が重なり、観光目的における短期滞在での査証発給が増加しました。
- (4)2014年及び2015年は、技能実習の在留資格における発給数が急激に増加し、右図下の一般査証の割合が増加しました。

※ご参考

- 短期滞在査証：日本滞在が90日以内、日本国内における報酬がなく、商談、会議、セミナー、観光、親族・友人訪問等
- 就業査証：在留資格の「企業内転勤」「興行」等14資格
- 一般査証：在留資格の「研修」「留学」「技能実習」等7資格
- 特定査証：在留資格の「定住者」「日本人の配偶者等」等8資格

2 カンボジア外交・公用旅券所持者の査証免除

2015年4月15日から、日・カンボジア双方において、外交・公用旅券所持者が、外交・公用用務及び短期滞在の在留資格に該当する活動で90日を超えない場合には、査証が免除されることになりました。

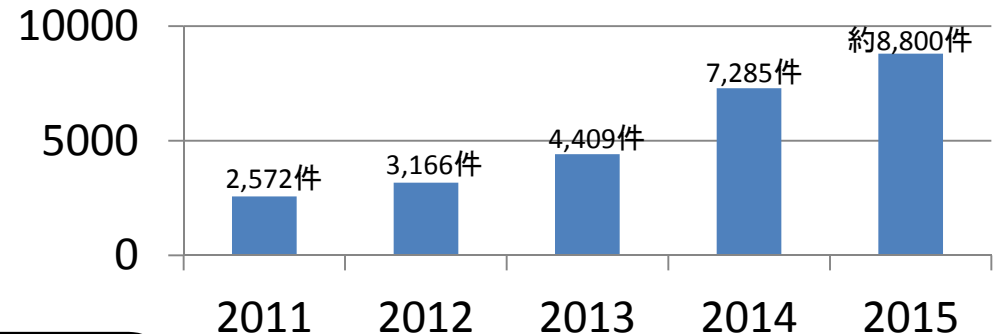
一方、外交・公用旅券所持者であっても、外交・公用・短期滞在以外の在留資格に該当する活動(例：研修等)の場合には査証取得が必要となっています。

3 カンボジア人に対する数次(マルチ)査証緩和措置(詳細は別紙)

(1)短期滞在の在留資格に該当する活動において、商用目的及び文化人・知識人の方の活動の場合、最大滞在日数90日間、有効期間1年又は3年の数次査証を発給することが可能。

(2)短期滞在の在留資格全般に該当する活動において、条件を満たす場合には、最大滞在日数15日間、有効期間1年又は3年の数次査証を発給することが可能。

＜査証申請取扱件数＞



(※2011年～2014年の数値は「政府統計の総合窓口」ホームページにて公表。2015年数値は現在集計中であり大凡の数値)

＜2014年査証発給種別割合＞

